

# 公立大学法人山口県立大学中期計画の変更認可申請について

令和 5 年 3 月  
山口県学事文書課

## 1 変更理由

山口県立大学第二期施設整備計画の終了後に不要となる南キャンパス等の土地・建物について山口県への納付を計画しており、今後手続を進めていく必要があることから、公立大学法人山口県立大学中期計画（第 3 期）にその旨を位置付ける。

《参考 1》中期計画記載事項（地方独立行政法人法第 26 条第 2 項）

- ・住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- ・業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- ・予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
- ・出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 等

《参考 2》評価委員会での審議（地方独立行政法人法第 78 条第 4 項）

設立団体の長は、公立大学法人に係る中期計画について、第 26 条第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

（中期計画）  
第 26 条 地方独立行政法人は、～（略）～中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

## 2 不要財産となることが見込まれる財産の範囲

別紙参照

## 3 変更内容

出資等に係る不要財産等の処分に関する計画を加える。

新	旧
第 1 ～第 7 （略）	第 1 ～第 7 （略）
第 8 <u>出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画</u> 山口県立大学第二期施設整備計画の終了後に不要となる南キャンパス等の土地・建物を山口県に納付する。	<u>（新設）</u>
第 9 （略）	第 8 （略）
第 1 0 （略）	第 9 （略）
第 1 1 （略）	第 1 0 （略）